

福岡県公報

平成二十五年二月二十二日
第三千四百七十三号
増刊 ①

目次

企業局

- 福岡県企業管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……一
- 福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……一
- 福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……二
- 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……二
- 福岡県電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……三
- 福岡県工業用水道事業用自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……五

企業局

福岡県企業管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業管理者の職務を行う職員を指定する規程の一部を改正する規程

福岡県企業管理者の職務を行う職員を指定する規程(昭和四十九年福岡県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「企業局次長」を「企業局管理課長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

福岡県企業局組織規程(昭和四十年福岡県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

1	局長	管理者の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	課長	上司の命を受け、当該課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3	課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
4	参事補佐	上司の命を受け、局の事務に関し課長を補佐する。
5	係長	上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
6	企画主査	上司の命を受け、調査、計立案等の事務を処理する。
7	事務主査	上司の命を受け、当該係の長を補佐し、事務を処理する。
8	技術主査	上司の命を受け、当該係の長を補佐し、技術を処理する。
9	主任主事	上司の命を受け、複雑な事務に従事する。
10	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
11	主任技師	上司の命を受け、複雑な技術に従事する。
12	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
13	主任技能員	上司の命を受け、高度な技能を要する労務に従事する。
14	技能員	上司の命を受け、労務に従事する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程
福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和四十八年福岡県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項の表を次のように改める。

区分	不在代決者	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び上欄に掲げる者がともに不在のとき
管理者の決裁事項	局長	課長	課長
局長の専決事項	課長	課長補佐	課長補佐
課長の専決事項	課長補佐	当該事務を担当する係長	
矢部川発電事務所長の専決事項	次長	副長	副長
項	次長	副長	副長
菟田事務所長の専決事項	次長	副長	副長

別表を次のように改める。

区分	事務所長に対する委任	備考
交際費、会議費	一〇万円未満	
消耗品費、諸費（旅費及び会議費を除く。）、賃借料、動力費、薬品費、損害保険料、水利使用料	全額	
委託費	二〇〇万円未満	
工事請負 一起工	全額	工事の執行に係る委託費、使

に係るもの

入札者の指名 予定価格の決定 入札の執行	設計金額五、〇〇〇万円未満	材料及び賃借料、修繕費、建設改良費等、什器具用具費並びに補償、補填及び賠償金を含むものとし、それぞれを一件とする。
施工の実施、その他	全額	

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

福岡県企業局管理規程第四号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表を次のように改める。

組織	職	区分
本局	局長	二種
	課長	三種
	所長	三種
矢部川発電事務所	所長	三種
菟田事務所	所長	三種

第十一条第二項の表を次のように改める。

職務の級	区分	額
八級	二種	一〇六、二〇〇円
	三種	九二、三〇〇円
七級	三種	八七、〇〇〇円
六級	三種	八一、六〇〇円

附則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡県電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年二月二十二日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

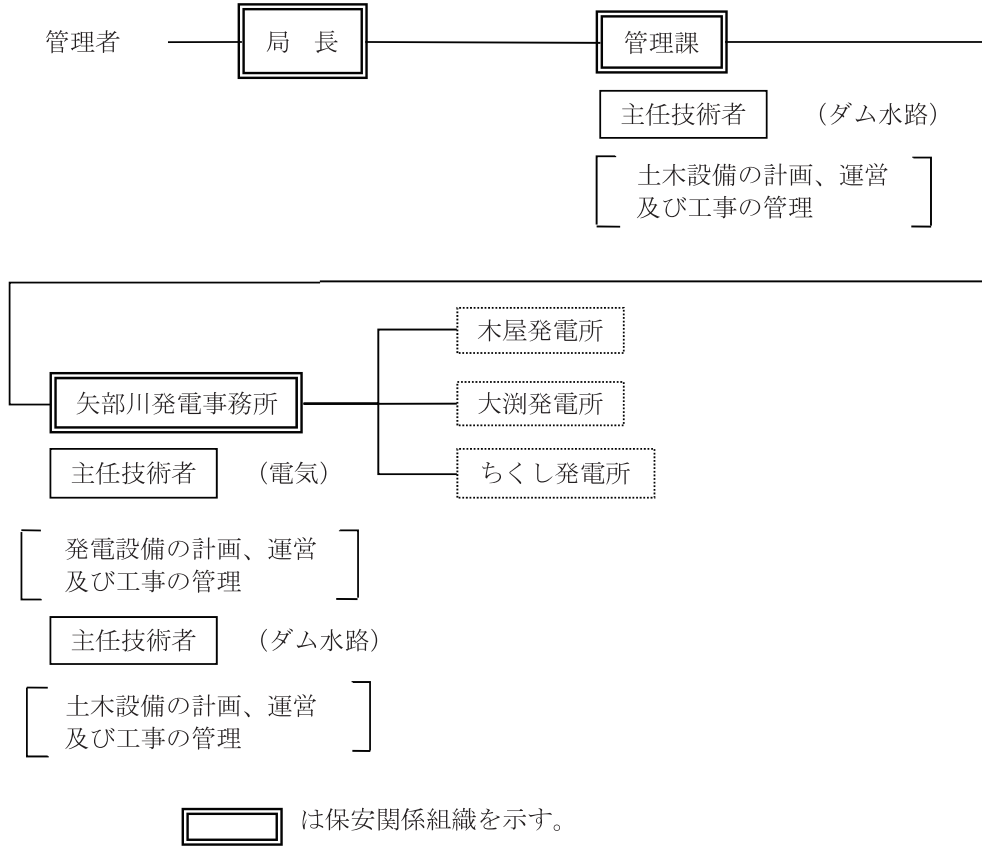
福岡県企業局管理規程第五号

福岡県電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

福岡県電気事業用電気工作物保安規程（平成十年福岡県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第4条関係）保安に関する組織及び業務分掌



福岡県工業用水道事業用自家用電気工作物保安規程（昭和四十一年福岡県企業局管理

福岡県工業用水道事業用自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

福岡県企業局管理規程第六号

福岡県企業管理者 佐藤 清 治

平成二十五年二月二十二日

福岡県工業用水道事業用自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

別表第 2（第 4 条関係）

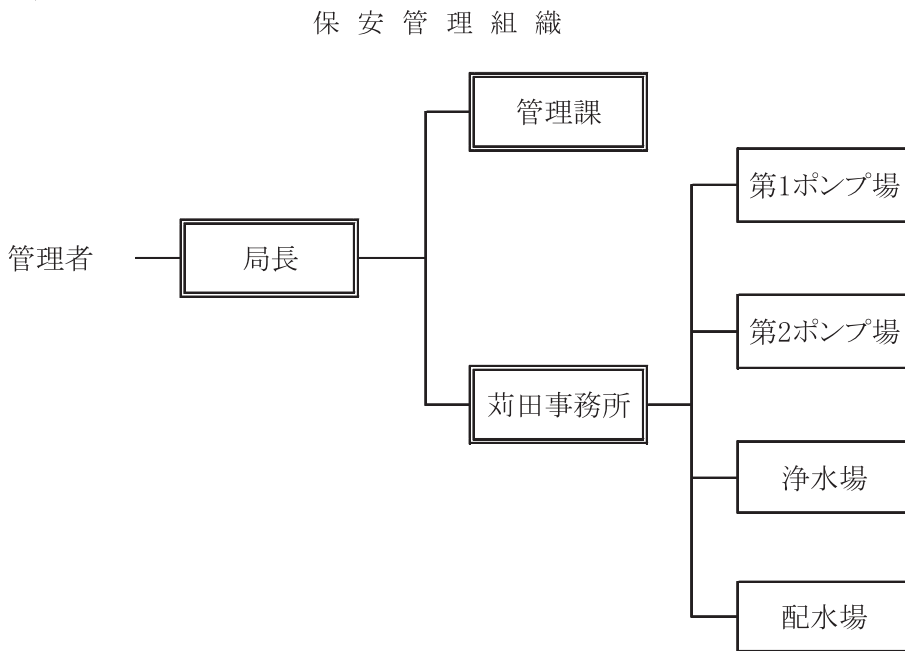
管理職員の業務分掌

局 長	課 長	所 長
局長は、管理者の命を受けて課長を指揮監督し、基本的職務として当局のすべての電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに、次の職務を遂行する。	課長は、局長の命を受けて課の職員及び主管する発電所の長を指揮監督し、基本的職務として課及び主管する発電所の分掌業務を総括的に管理するとともに、次の職務を遂行する。	所長は、課長の命を受けて所の職員を指揮監督し、基本的職務として所の分掌業務を総括的に管理するとともに、次の職務を遂行する。
1 決定事項 (1) 設備の基準で基本となる事項 (2) 主要な電気事故の措置 (3) 職員の教育訓練に関する事項 (4) その他主要な事項 2 報告を受けるべき事項 課長の主要業務執行内容	1 決定事項 (1) 基本的事項の処理に関する事項 (2) 課等の計画立案に関する事項 (3) その他の事項 2 報告を受けるべき事項 課等の業務執行内容	1 決定事項 (1) 業務運用の処理に関する事項 (2) 所の計画立案に関する事項 (3) その他の事項 2 報告を受けるべき事項 所の業務執行内容

別表第 1

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



規程第三号の一部を次のように改正する。別表第一を次のように改める。

は、保安関係組織を示す。